

第7章 計画推進

～構想実現のために～

市内小中学生から募集した「将来、私が住みたいまち」（標語・絵）最優秀作品



（御狩場小学校3年）

「人が人にやさしくでき
人が人をしあわせにできるまち」

（狭山台中学校2年）

第7章 計画推進 ～構想実現のために～

| 章 | 番号 | 節 | 番号 | 施策 | 番号 | とりくみ |
|--------------------|--------------------|---------------|--------------------|------------------|--------------------|-------------------------------|
| 計画推進 ～構想実現のために～ | 1 | 協働によるまちづくりの推進 | 60 | 協働の推進 | (1) | 協働の仕組みづくりの推進 |
| | | | | | (2) | 地域社会のための人材の育成と人材を活かす仕組みづくりの推進 |
| | | | | | (3) | まちづくり条例の制定 |
| | | | 61 | 積極的な情報発信と情報活用の促進 | (1) | 積極的な情報発信の推進 |
| | | | | | (2) | シティプロモーション活動の推進 |
| | | | | | (3) | オープンデータ化の推進 |
| | 2 | 健全な行財政運営の推進 | 62 | 効率的・効果的な行政運営の推進 | (4) | 効果的な広聴活動の推進 |
| | | | | | (1) | 計画行政の推進 |
| | | | | | (2) | 広域連携の推進 |
| | | | | | (3) | 民間活力の導入 |
| | | | | | (4) | 電子自治体の推進 |
| | | | | | (5) | 情報セキュリティ対策の推進 |
| | | | 63 | 健全な財政運営の推進 | (6) | 行政情報システムの最適化 |
| | | | | | (1) | 計画的な財政運営 |
| | | | | | (2) | 市税収入の確保 |
| 64 | 公共施設等の計画的な管理と統合・廃止 | (3) | 財源の確保 | | | |
| | | (4) | 財政の「見える化」 | | | |
| 65 | 機能的で活力のある組織運営の推進 | (1) | 公共施設等の計画的な管理と統合・廃止 | | | |
| | | (1) | 機能的な組織の確立と定員管理の適正化 | | | |
| 3 | まち・ひと・しごと創生の推進 | 66 | まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進 | (2) | 活力のある組織を支える人材育成 | |
| | | | | (1) | 子育て世代とその父母世代の近居の促進 | |
| | | | | (2) | 婚活の支援 | |
| | | | | | (3) | その他の施策の推進 |

施策 60

協働の推進

施策の目指す姿

地域社会の様々な分野において、市民、市民団体、地域団体、市などの多様な主体が連携・協働してまちづくりに取り組んでいます。

施策の現状

本市では、少子高齢化の進行、低経済成長、市民ニーズの多様化などを背景として、協働によるまちづくりを進めるため、平成24年7月に狭山市協働ガイドラインを策定しました。

地域の課題解決に向けて、主体的に取り組むNPO法人などが設立されており、平成26年度には、これらのNPO法人などとの協働による事業が84件実施されました。

また、平成26年度からは狭山元気大学と狭山シニア・コミュニティ・カレッジを統合したさやま市民大学を開設し、地域社会を行政とともに協働して担う人材の育成とその人材を活かす仕組みづくりにも積極的に取り組んでいます。

平成25年度に実施した市民意識調査によると、協働により取り組むことが重要であるとする分野・事業として「地域福祉」をあげる回答が最も多く、次いで「災害対策」、「地域安全」、「環境の保全」が多くなっており、幅広い分野にわたって協働による取り組みを展開することの必要性がうかがえます。

施策の課題

- 地域の課題解決に向けて、多様な主体の連携を促進し、それぞれの特性を活かしながら共通する課題に取り組むことが必要です。

主なとりくみ

(1) 協働の仕組みづくりの推進

- まちづくりに取り組む市民、市民団体、地域団体などの多様な主体の連携を促進するため、中間支援組織*の機能を充実します。

(2) 地域社会のための人材の育成と人材を活かす仕組みづくりの推進

- さやま市民大学を拠点として、協働の担い手となる人材の育成とその人材を活かす仕組みづくりを推進します。

(3) まちづくり条例の制定

- 市民自治を推進するため、協働によるまちづくりを理念とした自治体運営の基本原則等を定める条例を制定します。

施策の成果目標

| 項目 | 実績値 | 目標値 |
|--------------------|---------|---------|
| | 平成 26年度 | 平成 32年度 |
| NPO 等との協働による事業実施件数 | 84件 | 100件 |

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 協働によるまちづくりに積極的に取り組みましょう。
- さやま市民大学で学び、その成果をまちづくりに活かしましょう

*中間支援組織とは
市民、市民団体、地域団体と行政の間をつなぐ支援活動を行い、相談やサポートなども行う組織のこと。

施策 61

積極的な情報発信と情報活用の促進

施策の目指す姿

本市に関する情報が様々な主体から積極的に発信され、必要な情報が容易に入手できる環境が整備されるとともに、市民の意見や要望が様々な機会を通して本市に提供され、市政に反映されています。本市が提供するオープンデータ*が様々な活用され、新たなサービスが創出されています。また、シティプロモーション*の推進により、本市の知名度が上がり、市外からも注目を集めています。

施策の現状

本市では、広報紙や公式ホームページ、モバイルサイトに加え、平成26年1月からは公式フェイスブック、ツイッターを開設し、市政や地域の情報を積極的に発信しています。また、市民生活に関わる新着情報や緊急情報などを、電子メールで登録者に配信しています。

市民からの意見や要望については、私の提案制度により把握し、行政サービスの向上と事務事業の改善に役立てています。

また、狭山市情報公開条例及び狭山市個人情報保護条例に基づき、市政運営に関する公文書や各種審議会などを公開するとともに、個人情報の保護に取り組んでいます。

平成28年1月からは社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の運用が開始され、個人情報保護への要請が一層高まっていることから、新たに特定個人情報保護評価（PIA）*を実施しています。

施策の課題

- 本市に関する様々な情報を積極的に発信し、シティプロモーション活動を展開するとともに、行政の透明性・信頼性の向上や行政の効率化、協働の推進、経済の活性化のため、オープンデータ化を進めることが必要です。また、市民の意見やニーズを適切に把握することが必要です。

※オープンデータとは

行政機関等が保有する公共データを機械判断に適したデータ形式で、かつだれもが二次利用を可能とするルールによって公開したデータのこと。

※シティプロモーションとは

観光客増加・定住人口獲得・企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動のこと。

※特定個人情報保護評価（PIA）とは

個人番号を含む個人情報を保有する前に、漏えい、悪用その他の事態を発生させるリスクをあらかじめ分析し、こうしたリスクを軽減するため、適切に措置すること。

主なとりくみ

(1) 積極的な情報発信の推進

- 広報紙や公式ホームページ、モバイルサイト、メール配信サービスを通じて市政情報やくらしの情報を積極的に発信します。

(2) シティプロモーション活動の推進

- 魅力ある地域資源を掘り起こし、磨き上げることで価値を高めるとともに、公式フェイスブック、ツイッター、パブリシティ活動などを通じて市の魅力をアピールし、シティプロモーション活動を推進します。

(3) オープンデータ化の推進

- 本市が保有するデータをオープンデータとして、だれもが二次利用可能な形式(データフォーマット)で提供します。

(4) 効果的な広聴活動の推進

- 私の提案制度など様々な機会を通して、市政に関する意見や要望を集約し、分析することにより、市民ニーズの把握に努め、市政に反映します。

施策の成果目標

| 項目 | 実績値 | 目標値 |
|--|---------|---------|
| | 平成 26年度 | 平成 32年度 |
| パブリシティ活動により本市がマスメディアで報道された件数 | 365件 | 365件 |
| 公式ツイッター、フェイスブックの記事が閲覧者から拡散された件数 (ツイッターはリツイート数とお気に入り登録数の合計、フェイスブックはシェア数) | 5,208件 | 15,551件 |

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 本市の魅力や市政の情報を様々な方法で発信しましょう。
- 本市が提供するオープンデータを積極的に活用することで、新しい価値を創造し、起業するなど、ビジネスを活性化し、市民生活をより豊かにしていきましょう。
- 私の提案制度を活用するなど、市政に積極的に関与し、提言しましょう。

施策 62

効率的・効果的な行政運営の推進

施策の目指す姿

PLAN (計画) -DO (実施) -CHECK (評価) -ACTION (改善) の PDCA マネジメントサイクルが確立されるとともに、社会情勢の変化や市民ニーズの変化に対応し、広域連携、民間活力の導入、行政の電子化が進められ、効率的・効果的な行政運営が行われています。

施策の現状

本市では、長期的な見通しに立った計画的な行政運営を実現し、かつ、社会情勢の変化や市民ニーズの変化に対応するため、狭山市総合計画に基づき、毎年度、向こう3か年の具体的な事業を示した実施計画を策定するとともに、行政評価を実施し、PDCA マネジメントサイクルに基づいた総合計画の進行管理を行っています。

広域連携については、埼玉県西部地域まちづくり協議会^{*}に参加し、ごみの処理、公共施設の相互利用、大規模災害時における相互応援などの協定を締結しています。

民間活力の導入については、民間の経営ノウハウを活用し、市民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的として、指定管理者制度による公共施設の管理運営や、PFI^{*}による学校給食センターの更新などを実施しています。

行政の電子化については、ICT^{*}を効果的に活用することによって、行政運営の簡素化、効率化と行政サービスの高度化を実現するため、狭山市情報化基本計画を策定し、電子自治体の推進に取り組んでいます。平成26年1月からは、総合窓口対応システムを導入し、データ連携を伴った各種証明書発行の総合窓口化を実現しています。平成28年1月からは社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の運用が開始され、これに対応したシステム改修を実施しました。このようななかで、情報セキュリティ対策や、行政で使用している各種情報システムが全庁的な視点からもっとも効率的となるよう、統一性の向上と連携の強化による全体最適化などが求められています。

施策の課題

- PDCA マネジメントサイクルに基づき、計画・予算・決算・評価を連動させることが必要です。また、広域連携、民間活力の導入を推進するとともに、行政の電子化とそれに対応した情報セキュリティ対策が必要です。

^{*}埼玉県西部地域まちづくり協議会とは

県の西部地域にある所沢市、飯能市、狭山市、入間市の4市により構成される協議会のこと。地域の特性を活かしたまちづくりの推進や共通の行政課題を解決するため埼玉県西部地域まちづくり計画（ダイアプラン）を策定している。

^{*}PFIとは

プライベート・ファイナンス・イニシアティブ（Private Finance Initiative）の頭文字を取ったもので、民間の資金や専門的な技術・知識を活用して、公共施設などの整備と維持管理や運営を一体的に行う事業手法のこと。

^{*}ICTとは

Information and Communication Technology の略で、情報処理および情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われている IT (Information Technology) に代わる言葉として使われているもの。

主なとりくみ

(1) 計画行政の推進

- 的確な行政需要の把握と財政見通しに基づいた実施計画を策定することにより、狭山市総合計画に掲げるとりくみの具現化と目標の達成を図ります。
- 計画・予算・決算・評価を連動させた PDCA マネジメントサイクルを確立します。

(2) 広域連携の推進

- 様々な行政課題に対し、広域的な視点から効率的・効果的に対応するため、また、将来的な合併も視野に入れ、周辺自治体などとの連携を推進します。

(3) 民間活力の導入

- 民間の経営ノウハウを活用し、市民サービスの向上と経費の縮減を図るため、窓口サービスをはじめとする事務事業の包括的民間委託、公共施設への指定管理者制度の導入など、公民連携を推進します。

(4) 電子自治体の推進

- 市民の利便性を向上するため、行政手続きのオンライン化や行政事務の電子化を推進します。

(5) 情報セキュリティ対策の推進

- ICT を使った情報サービスを安全かつ安心して利用できるよう、技術的及び人的な対策を組み合わせ、高度な情報セキュリティ対策を講じます。

(6) 行政情報システムの最適化

- 各種情報システムの統一性を向上し、連携を強化するため、行政情報システムの全体最適化を進めます。
- 行政情報システムの更新にあたっては、システムの構築や運用に係る経費などの削減に取り組みます。

施策の成果目標

| 項目 | 実績値 | 目標値 |
|---|----------|----------|
| | 平成 26 年度 | 平成 32 年度 |
| 第 1 章から第 6 章までのすべての施策の成果目標の達成割合 (施策の成果目標を達成した施策数÷全施策数) | — | 100% |

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 効率的・効果的な行政運営に積極的に協力しましょう。
- 計画づくりや政策立案の過程に積極的に参画しましょう。

施策 63

健全な財政運営の推進

施策の目指す姿

市税などの財源を安定的に確保し、社会経済情勢の的確な把握と分析に基づいた財政見通しのもと、事業の選択と集中により、持続可能で健全な財政運営が推進されています。

施策の現状

本市の財政状況については、歳入は、生産年齢人口の減少や雇用形態の変化などにより、個人市民税が減収傾向にあるとともに、法人市民税は企業のグローバル化や実効税率の見直しなどにより、的確な見通しが難しくなっています。このような状況のなか、納付を促すコールセンターの設置をはじめとし、効果的、効率的な徴収体制の強化を推進することにより、市税収入の安定確保に努めるとともに、国・県補助金や市債などを有効に活用し、歳入の確保を図っています。

一方、歳出では、高齢化の進行により、扶助費をはじめとする社会保障関連経費が増加しています。また、これまでに整備した公共施設等については、老朽化に伴い維持管理、長寿命化、更新のための費用が増加しつつあります。

施策の課題

- 市税収入を安定的に確保するとともに、その他の財源も積極的に確保し、これらの財源を計画的・重点的に配分することが必要です。また、公正で透明な財政運営を推進することが必要です。

主なとりくみ

(1) 計画的な財政運営

- 中期的な視点に立った財政見通しのもと、事業の選択と集中により、財政運営の健全化を図ります。
- バランスシートなどの財務諸表*を有効に活用し、将来世代に過度な負担を残さないよう健全な財政運営を推進します。
- 事業別予算編成により、事業のコストや目的を明確にし、より効果的な財政運営を推進します。

(2) 市税収入の確保

- 納税機会の拡充とともに徴収体制の強化により、市税収入の安定確保を図ります。

(3) 財源の確保

- 受益者負担の原則に基づき、使用料、手数料などの適正化を進めるとともに、後年度負担を考慮したうえでの市債の積極的な活用、公共施設等の広告媒体としての活用、ふるさと納税制度の活用などを通じて、財源の確保に取り組みます。

(4) 財政の「見える化」

- 発生主義*に基づく財務諸表を作成し、財政の「見える化」に取り組むことにより、市民の財政への理解を深め、公正で透明な財政運営を推進します。

施策の成果目標

| 項目 | 実績値 | 目標値 |
|---|----------|------------------------------------|
| | 平成 26 年度 | 平成 32 年度 |
| 健全化判断比率 (実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率) | - | 前期基本計画に定める各種の施策を推進しつつ、健全な財政運営を維持する |

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 市税や公共料金などは滞りなく納付しましょう。
- 市の財政状況に対する理解を深めましょう。

※財務諸表とは

新地方公会計制度に基づいて作成された貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表のこと。

※発生主義とは

現金の収支という事実にとらわれず、取引の発生に基づいて費用や収益を計上する会計基準のこと。

施策 64

公共施設等の計画的な管理と統合・廃止

施策の目指す姿

公共施設等※についての将来的なあり方が明確になり、計画的な管理と統合・廃止に向けた取り組みが進んでいます。

施策の現状

本市の公共施設等のうち、いわゆるハコモノと言われるものの多くは、建築後 30 年から 40 年を経過し、老朽化が進んでおり、今後、施設の維持管理、長寿命化及び更新のための費用がますます増大すると見込まれます。また、社会情勢などの変化により、当面、利用が見込まれない未利用地や、統合・廃止により利用されなくなった公共施設等があります。

このようななか、道路や橋りょう、水道などのインフラについて、長寿命化や更新を進めるための計画を作成するとともに、平成 27 年度には、公共施設等の計画的な管理と、統合・廃止に向けた取り組みの基礎とするため、本市の公共施設等の現状と課題を取りまとめた公共施設白書を作成しました。

施策の課題

- 公共施設を使ったサービスを将来にわたって安定的に提供していくため、公共施設等の将来的なあり方を踏まえ、計画的な管理を進めるとともに、統合・廃止に向けた取り組みが必要です。

※公共施設等とは

いわゆるハコモノ施設のほか、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設、プラント系施設、未利用地等を含む。

主なとりくみ

(1) 公共施設等の計画的な管理と統合・廃止

- 少子高齢化と人口減少の進行などによる社会情勢の変化や市民ニーズの変化、施設の老朽化などを踏まえ、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の計画的な管理と統合・廃止を推進します。
- 当面、利用が見込まれない未利用地については、売却、貸付などの適切な方法により有効活用します。

施策の成果目標

| 項目 | 実績値 | 目標値 |
|-------------------------------------|----------|----------|
| | 平成 26 年度 | 平成 32 年度 |
| 公共施設等総合管理計画の策定 | — | 策定済 |
| 売却、貸し付けした未利用地の面積 (平成 26 年度以降の累計) | 0㎡ | 6,200㎡ |

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 身近な公共施設の管理運営に市民も携わりましょう。
- 公共施設等の計画的な管理と最適化に関する議論に積極的に参加しましょう。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

計画推進
第7章

第2節

健全な行財政運営の推進

施策 65

機能的で活力のある組織運営の推進

施策の目指す姿

社会情勢の変化や市民ニーズの多様化などに柔軟かつ迅速に対応できる機能的な組織が確立されるとともに、適正な定員管理が行われています。

また、職員一人一人の能力が最大限に発揮され、活力のある組織が実現されるとともに、市民から信頼される人材が育成される人事管理制度が確立されています。

施策の現状

豊富な知識と経験、技術を持った職員が大量に退職する時期を迎えるなか、事務事業の見直しを踏まえた組織の簡素化・合理化などの措置を講じるとともに、新たな行政需要に対しては、職員の弾力的な配置などにより対応し、職員の定員適正化に努めています。

職員の資質向上や能力開発については、狭山市人材育成基本方針に基づき毎年研修計画を策定し、職員研修の実施などにより、職員の政策形成能力や専門性を高め、分権型社会の担い手にふさわしい人材育成に取り組んでいます。また、目標管理制度により、職員自らが目的意識を持ち、自主的な管理に基づき職務が遂行されています。

施策の課題

- 機能的な組織の確立と適正な定員管理を行うとともに、人材育成と連動した人事管理制度を導入し、職員が生き生きと働く活力のある組織づくりが必要です。

主なとりくみ

(1) 機能的な組織の確立と定員管理の適正化

- 多様化する行政課題や市民ニーズを的確に捉え、柔軟かつ迅速に対応できる機能的な組織の確立と適正な定員管理を行います。

(2) 活力のある組織を支える人材育成

- 人事評価システムの導入、任用制度の充実やジョブ・ローテーションの実施などにより、総合的な人事管理制度を確立し、活力のある組織を支える人材育成を進めます。
- 職員一人一人が意欲を持って行政課題の発見や職務改善に取り組み、やりがいを持って生き生きと働くことができる職場環境の整備を進めます。

施策の成果目標

| 項目 | 実績値 | 目標値 |
|--------|---------|---------|
| | 平成 26年度 | 平成 32年度 |
| 職員提案件数 | 48件 | 78件 |

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

※設定しない

施策 66

まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

施策の目指す姿

まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく取り組みが推進され、若い世代の定住と市外からの移住が促進されています。

施策の現状

本市では、昭和40年代後半から50年代前半にかけて人口が急激に増加し、現在はその頃に転入した世代が高齢期を迎えています。また、20歳代前半から30歳代前半までの若い世代は、仕事や結婚などを契機に他市へ転出する傾向が続いており、出生率の低下とあいまって、少子高齢化と人口減少が急激に進んでいます。

平成27年度には、本市の人口減少に歯止めをかけるとともに、まちの魅力や活力を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法[※]に基づき、狭山市人口ビジョン及び狭山市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

施策の課題

- まちの活力を維持し、持続可能なまちづくりを進めるため、若い世代の定住と市外からの移住を促進するとともに、晩婚化・未婚化に歯止めをかけることが必要です。

※まち・ひと・しごと創生法とは

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的として制定された法律。

主なとりくみ

(1) 子育て世代とその父母世代の近居の促進

- 適度な距離を保ちつつ、育児と介護の支援が双方に行えるよう、定住と市外からの移住を希望する若い世代の住宅購入費や転居費用の一部補助、金融機関と連携した住宅購入支援など、近居を促進します。

(2) 婚活*の支援

- 結婚セミナーの開催や出会いの場の提供など、婚活を支援します。

(3) その他の施策の推進

- まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた施策を着実に推進します。

施策の成果目標

| 項目 | 実績値 | 目標値 |
|--------------------|---------|---------|
| | 平成 26年度 | 平成 32年度 |
| 近居促進の補助を受けた世帯数 | 0件 | 100件 |
| 婚活支援を受けて結婚した人数(累計) | 0人 | 30人 |

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 家族のつながりを大切に、近居の利点を活用しましょう。
- 近居促進や婚活支援の取り組みに協力しましょう。

*婚活とは
結婚相手を見つけるための積極的な活動のこと。